

◆ 廃車・名義変更などの手続きを忘れていませんか

軽自動車・原動機付自転車などの手続き

【問い合わせ】課税課

☎ 22-9613 FAX 22-9618

✉ kazei@city.iga.lg.jp

■手続きは3月中にしましょう

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年分の税額が課税されるため、年度の途中で廃車や名義変更をしても1年分の税額を納めていただくことになります。

このため、毎年3月末には廃車や名義変更手続きが集中し、窓口が大変混雑します。これらの手続きが必要な場合は、早めに済ませてください。

販売業者などに廃車手続きを依頼して、ナンバープレートごと車両を引き渡した人は、廃車手続きが完了しているかどうかを再度確認してください。

※車種や手続き内容によって必要書類などは異なります。必ず事前にお問い合わせください。



【問い合わせ】

◆三・四輪の軽自動車について

軽自動車検査協会三重事務所

☎ 050-3816-1779

◆二輪の軽自動車・小型自動車について

中部運輸局三重運輸支局

☎ 050-5540-2055

◆原動機付自転車・小型特殊自動車・農耕作業用等自動車について

課税課・各支所住民福祉課



■減免を受けるには毎年申請が必要です

身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちで、軽自動車税の減免を受ける人は、納税通知書が届いてから納期限の5月31日(金)までに申請書に必要な書類を添付の上、申請してください。

※現在減免を受けている人が引き続き減免を受ける場合も申請が必要です。

◆ 明るく住みよいまちをつくるために

部落問題(差別)を正しく知ろう(最終回)

【問い合わせ】人権政策課

☎ 22-9683 FAX 22-9684

✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp

最終回は部落差別解消の展望についてお話しします。皆さんは部落差別がない社会とはどのようなものだと思いますか。「みんなが部落問題を知らなくなること」もしくは「被差別部落がなくなること」と思っていませんか。

これまでもお話ししてきたとおり、社会には被差別部落に対する差別意識が根強く残っています。そのような中ではたとえ学校での教育や行政の啓発がなくなっても、また、被差別部落という地域がなくなっても被差別部落の存在を誤った認識のもとに知ってしまう可能性があり、当事者は差別されるかもしれないという恐怖から解放されることはありません。

このことから、部落差別がない社会とは、みんなが部落問題を理解することにより部落出身者に対する差別や不平等が克服された社会のことではないでしょうか。

現在も残っている部落差別に何もしないのではなく、自分の子や孫の時代に差別を残さないという強い気持ちで部落問題に取り組んでいる人がいます。また、行政でも平成28年12月に施行された部落差別解消推進法の理念のもとに、皆さんにこの問題を理解いただくために啓発を進めています。

みんなが部落問題の本質を知らず差別がないように見える社会と、みんなが部落問題を理解したうえで差別を克服した社会、どちらがより豊かでしょうか。人権が尊重される社会はどちらでしょうか。これはあらゆる人権課題でも同じことが言えます。

どちらの社会を選択し、築いていくのか。それは私たち一人ひとりの問題だということを忘れてはいけません。

◆ 来年度の税額をご確認ください

【問い合わせ】 課税課

平成 31 年度軽自動車税率

☎ 22-9613 FAX 22-9618

✉ kazei@city.iga.lg.jp

■原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車

区分	種別(総排気量など)	年税額(円)
原動機付自転車	50cc以下	2,000
	50cc超～90cc以下	2,000
	90cc超～125cc以下	2,400
	ミニカー	3,700
小型特殊自動車	農耕作業用(トラクターなど)	2,400
	その他(フォークリフトなど)	5,900
二輪の軽自動車	125cc超～250cc以下	3,600
二輪の小型自動車	250cc超	6,000

■三輪以上の軽自動車

区分	種別	年税額(円)			
		平成27年3月31日以前の新規登録車両	平成27年4月1日以後の新規登録車両	新規登録後13年経過車両	
軽自動車	三輪車	3,100	3,900	4,600	
	四輪乗用	営業用	5,500	6,900	8,200
		自家用	7,200	10,800	12,900
	四輪貨物	営業用	3,000	3,800	4,500
		自家用	4,000	5,000	6,000
	被けん引車	2,400	3,600	—	

※「新規登録」とは、初めて車両番号の指定(ナンバープレートの交付)を受けたことをいいます。

■軽自動車税のグリーン化特例(税率の軽減)

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車で、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、平成31年度の税率が軽減されます。

区分	種別	平成31年度の年税額(円)				
		平成30年4月1日から平成31年3月31日までに新規登録した車両				
		軽減なし	①おおむね75%軽減	②おおむね50%軽減	③おおむね25%軽減	
軽自動車	三輪車	3,900	1,000	2,000	3,000	
	四輪乗用	営業用	6,900	1,800	3,500	5,200
		自家用	10,800	2,700	5,400	8,100
	四輪貨物	営業用	3,800	1,000	1,900	2,900
		自家用	5,000	1,300	2,500	3,800
	被けん引車	3,600	—	—	—	

- ①電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準10%低減車)
- ②乗用:平成32年度燃費基準+30%達成車
貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車
- ③乗用:平成32年度燃費基準+10%達成車
貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車

※②と③は、平成30年排出ガス基準50%低減車または平成17年排出ガス基準75%低減車かつガソリン車に限ります。
※燃料基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

◆ ごみを出すときにはカレンダーで確認しましょう

地区別のごみ収集カレンダーを配布します

【問い合わせ】 廃棄物対策課

☎ 20-1050 FAX 20-2575

✉ haikibutsu@city.iga.lg.jp

広報いが市3月1日号と併せて地区別のごみ収集カレンダー(日本語版)を各家庭に配布しています。

また、さくらリサイクルセンター・戸籍住民課・各支所振興課・伊賀南部環境衛生組合(青山地域分)の窓口で配布するほか、市ホームページでもご覧いただけます。

このほか、収集日や分別区分などがスマートフォンから確認できる「伊賀市ごみ分別アプリ」もぜひご利用ください。

※収集日やごみを出す時間は地区ごとに異なります。

ごみを出す前に収集カレンダーで確認してください。

【問い合わせ】

《上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内》

廃棄物対策課、各支所振興課(上野・青山を除く。)

《青山支所管内》

青山支所振興課 ☎ 52-1112

伊賀南部環境衛生組合 ☎ 53-1120